

回 覧 令和6年8月15日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆会計年度任用職員を募集します ◆三股町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します
	2	◆2025年農林業センサスの調査員を募集します ◆体力テスト【無料】を実施します。カラダ年齢を測っていませんか？
〈お知らせ〉	3	◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第2回)を実施します ◆都城市・三股町在宅ぼんちネットフェスティバルを開催します
	4	◆ブロック塀などの除却費用を補助します
	5	◆自宅・事業所へ太陽光発電システムの設置を考えている人へ！ 三股町再生可能エネルギー導入促進事業補助金のご案内
	6	◆家内労働(内職)情報をお知らせします
	7	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています



ふるさと本舗アワードに選ばれました！

このたび令和6年版ふるさと本舗アワードにおいて「ふるさと納税において知る人ぞ知る隠れた優良自治体（bronze）」に選ばれました。
このアワードは、全国の自治体から、特に優れたふるさと納税の取り組みや成果を選び抜き、その魅力をPRするために設立されたものです。
このような評価を受けたのも、地域の皆さま、そして支援をいただいた全ての皆さんのおかげです。受賞を機に、さらに地域の魅力を広め、より一層の発展に寄与できるように引き続き精進してまいります。
これからも変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。
お問い合わせ：町ふるさと納税推進室（☎：36-6171）
ふるさと納税推進室

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈保健と福祉〉 (一般)	8	◆熱中症を防ごう
〈農林畜産業関連〉		◆農業用廃プラスチックのポイント制度終了のお知らせ
	9	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相 談〉		◆「行政相談」を実施します
	10	◆「人権相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	11	◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆会計年度任用職員を募集します

企画商工課では、課における各業務の事務補助をする会計年度任用職員を募集します。希望する人は企画商工課まで履歴書を提出してください。

■仕事内容 ＝

総合計画アンケートに関する用務や統計用務のほか、企画商工課全般の事務補助

勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 (休憩:正午～午後1時) ※時間外(休日)勤務が発生する場合があります。
休 暇	週休2日(土曜・日曜)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) 有給休暇 年間7日
募集人員	1人
給 与	月額 156,870 円
諸 手 当	時間外勤務手当、通勤手当など
雇用期間	10月1日～令和7年3月31日 (社会保険・雇用保険・労災保険あり)

■応募条件 ＝

学歴、経験、免許・資格、年齢は問いませんが、ワード、エクセルの基本的な操作ができる人を優先します。

■選考方法 ＝

面接を行います。面接日などは、応募者に連絡します。

★お申し込み・お問い合わせは、企画商工課(3階 ②番窓口)

☎:52-9084(直通)をお願いします。

◆三股町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します

令和7年2月8日(土)に開催される「三股町文化の祭典」の第1部「童謡まつり」で、童謡や唱歌を歌う参加者を募集します。「歌いたい」という気持ちがあれば、誰でも参加できます。年齢・性別は問いません。気軽にお申し込みください。

■申込期限 ＝ 9月17日(火) ※メール可・郵送の場合は期限必着

■定 員 ＝ 13 組

■参加条件 ＝

- ①曲は、童謡もしくは唱歌 ※生演奏・アカペラのみ可
- ②2人以上での合唱
- ③出演時間は1団体6分程度(予定)
- ④団体別の舞台リハーサルに必ず参加できる団体

※出演時間、リハーサル・本番の日程やスケジュールなどは、10月中に連絡します。そのほか、不明な点などがあれば、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、

町立文化会館 ☎:51-3462

メールアドレス:bunka-k@town.mimata.lg.jp をお願いします。

◆2025年農林業センサスの調査員を募集します

農林水産省では、2025年農林業センサスを「令和7年2月1日(土)現在」で実施します。本調査を実施するにあたり、調査員を募集します。

■調査概要 =

全ての農家を対象として、農林業・農山村の基本的構造の実態とその動向を把握するものです。

■対 象 =

農林業を営む全ての人

■調査員の業務 =

- 調査員説明会への参加
- 調査対象者へ調査票の配布、説明、回収
- 調査票を町に提出

■任用期間 =

12月15日(日)～令和7年3月14日(金) (予定)
※予定は前後する場合があります。

■報 酬 =

調査員1人あたりの報酬については、調査の件数や内容によります。
前回調査の実績は、およそ2万円～6万円程度でした。

■募集人数 =

30人程度

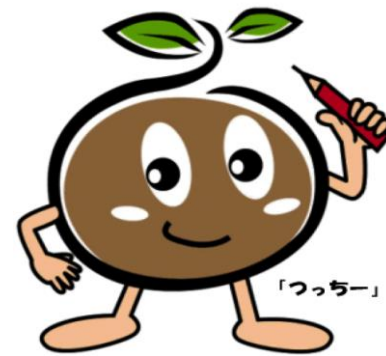
■応募要件 =

- 責任を持って調査事務を遂行できる人。
- 税務に関する公務員、警察官、選挙に直接関係する仕事に就いていない人。

※詳細は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

★お問い合わせは、企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口)

☎:52-1114(直通)をお願いします。



◆体力テスト【無料】を実施します。カラダ年齢を測ってみませんか？

毎年好評の体力テストを実施します。

このテストは、国の基準に基づき、自分の体力年齢を計ることができます。

この機会に自分の体力を数字でチェックし、今後の健康・体力づくりの参考にしてみませんか。体力テスト終了後には希望者を対象とした救命講習会を開催します。

無料で、無理なく参加できますので、気軽にお申し込みください。

■日 時 = 10月20日(日)

受付時間 午前9時～

体力テスト 午前9時30分～10時30分

救命講習会 午前10時30分～正午



■場 所 = 町武道体育館

■内 容 = 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・急歩・立ち幅跳び・20mシャトルラン など

※年齢に応じた内容で実施します。

■救命講習会 = 測定終了後、希望者を対象とした救命講習を予定しています。

■募集人員 = 50人程度 (定員になり次第締め切ります)

※20歳以上を対象とします。

■申込方法 = ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④連絡先を電話(☎:52-9312)でご連絡ください。

■申込期限 = 9月30日(月)



★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(町中央公民館内)

☎:52-9312(直通)をお願いします。

◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第2回)を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム【通称:Jアラート】の全国一斉情報伝達訓練(第2回)に合わせて、本町でも情報伝達試験を実施します。

町内各所に設置している防災行政無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

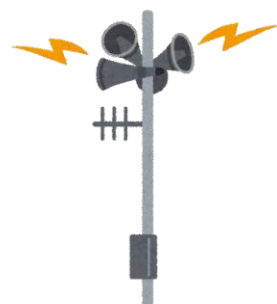
■日 時 = 8月28日(水) 午前11時ごろ

■試験方法 = 防災行政無線(広報塔)を使用します。

■放送内容 = 上りチャイム(1回鳴らします)⇒
「これは、Jアラートのテストです。」(3回鳴らします)⇒
下りチャイム(1回鳴らします)

※全国瞬時警報システム「Jアラート」は、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。

※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。
中止する場合は、町公式サイトなどでお知らせします。



★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎52-1110(直通)
をお願いします。

◆都城市・三股町在宅ぼんちネットフェスティバルを開催します

都城市・三股町在宅医療介護連携推進協議会では、次の日程で都城市・三股町在宅ぼんちネットフェスティバルを開催します。このフェスティバルは、三股町・都城市の医療と介護の役割や魅力について、体験を交えて伝えることで、興味・関心を高め、将来を見据えた専門職の人材育成につなげ、また、地域住民と専門職が繋がることを目指し開催するものです。

当日は、お仕事体験ブースをぼんちくんやみやぎ犬(1匹)も参加してまわるので、お友達やご家族、近所の人を誘って、ぜひご来場ください。

日 時	9月22日(日) 午前11時～午後3時
場 所	都城市まちなか広場・まちなか交流センター
内 容	午前11時～11時15分 オープニングセレモニー ◆まちなか広場 ・お仕事体験ゾーン(次の10職種) 各ブースでクイズやゲームに参加すると景品がもらえます。 医師・歯科医師・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・社会福祉士・栄養士・言語聴覚士 「歯ッピーひむか号」や「モバイルファーマシー(動く薬局)」の専用車両もやってきます。 ◆まちなか交流センター(2階) 3回上映 ・DVD 上映 『病気になっても安心して暮らし続けるために』 地域包括支援センターのお仕事紹介 ・相談支援 上映の間に実施
対象者	主に小学生親子・祖父母
参加費	無料



★お問い合わせは、
高齢者支援課 地域包括支援係(1階 ⑦番窓口)

フェスティバルの
チラシはこちら

◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4メートル以上のもの
- ブロック塀などの健全性が確保されていないもの

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80センチ以下とすること)

■補助額 =

最大14万4,000円まで全額補助します。

※ただし①～③のうち、最も低い額が上限となります。

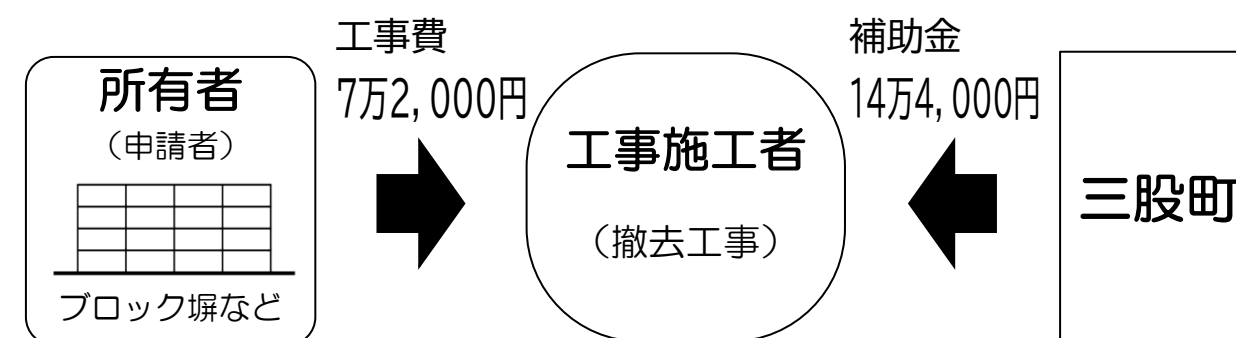
- ①一つの敷地につき14万4,000円
- ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/メートル
- ③除去費用の見積額に3分の2を乗じた額



※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用21万6,000円のと看)

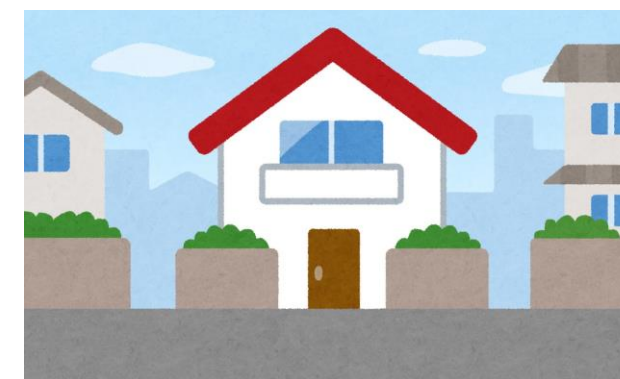


※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数 =

2件程度

※予算に達し次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。

◆自宅・事業所へ太陽光発電システムの設置を考えている人へ！
三股町再生可能エネルギー導入促進事業補助金のご案内

三股町は、地球温暖化対策への意思表示として、令和4年10月にゼロカーボンシティ宣言を表明し2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ(脱炭素)の実現に取り組むこととしています。

そして、令和6年5月に、環境省が選定する「脱炭素重点対策実施地域」に採択されました。



これを受けて、地球温暖化対策・脱炭素社会推進の一環として、町内での再生可能エネルギー導入をより一層推進するため、太陽光発電システムなどを導入する人へ購入費の一部を補助します。



売電価格は下がっており、買電価格は上がっています。電気料金が高騰する中、創った電気は売電するよりもご自身で使ったほうがお得(エネルギーの地産地消)です！
また、蓄電池を同時に導入すると、災害時などで停電の際にも電気が使えます。

詳しい申請の方法や、申請の受付については、8月下旬を目途に、町公式サイトなどでお知らせします。

再生可能エネルギーの有効活用として太陽光発電設備の導入をぜひご検討ください。



■補助の内容＝

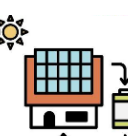
事業所向け

事業区分		補助率・額	主な要件
①太陽光発電設備導入		5万円/kW ただし、町内の施工業者活用の場合は、6万円/kW	・自家消費型 ・FIT、FIP 売電不可 ※FIT 終了者は対象
例) 事業所の屋根に町外の施工業者を利用して40kW の設備を設置する場合、補助金額は200万円(40kW×5万円)となります。			
②定置型蓄電池導入		1/3(上限5.3万円/kWh) ※家庭用の容量の場合は上限4.7万円/kWh	①の付帯設備
例) 太陽光発電設備と同時に、40kWh の産業用蓄電池を600万円で導入する場合、補助金額は200万円(600万円×1/3)となります。 ※蓄電池の価格が16.0万円/kWh以下(税抜き・工事費込み)の設備が対象です。			
③電気自動車導入		蓄電容量×2万円以内	①の付帯設備
例) 太陽光発電設備と同時に、40kWh の蓄電池を持った電気自動車を500万円で導入する場合、補助金額は80万円(40kWh×2万円)となります。			
④充電・充放電設備導入		1/2 以内	①の付帯設備
例) 太陽光発電設備と同時に、電気自動車の充電設備を150万円で導入する場合、補助金額は75万円(150万円×1/2)となります。			
⑤省エネ診断等経費補助		省エネ診断等受診時の自己負担額	「省エネクイック診断」 「省エネ最適化診断」 「省エネお助け隊」のいずれか
事業所の省エネ診断を実施した場合、その自己負担額を全額補助します。太陽光発電設備導入のきっかけとしてご活用ください。			

<補助の対象者>

三股町内に事業所を置く法人その他の団体または三股町内の住所地、居所地、事業場などの所在地を納税地として確定申告を行っている個人事業主

一般住宅向け

事業区分		補助率・額	主な要件
①太陽光発電設備導入		7万円/kW ただし、町内の施工業者活用 の場合は、8万円/kW	・自家消費型 ・FIT、FIP 売電不可 ※FIT 終了者は対象
例) 自宅の屋根に町外の施工業者を利用して5kW の設備を設置する場合、補助金額は35万円(5kW×7万円)となります。			
②定置型蓄電池導入		対象経費の1/3(上限4.7 万円/kWh)+2万円/kWh (上限10万円) ※産業用の容量の場合は 上限5.3万円/kWh	①の付帯設備
例) 太陽光発電設備と同時に、5kWh の家庭用蓄電池を70万円で導入する場合、補助金額は33万円(70万円×1/3+2万円×5kWh)となります。 ※蓄電池の価格が14.1万円/kWh以下(税抜き・工事費込み)の設備が対象です。			
③高効率給湯器導入		1/2 以内	従来の給湯器から 30%以上省 CO2 効果が得られる <u>エコ</u> <u>キュート</u> に限る
例) 現在ガス給湯器を使用しているが、これを100万円のエコキュートへ入れ替える場合、補助金額は50万円(100万円×1/2)となります。			

<補助の対象者>

三股町に住所を有し、三股町内の個人用住宅が対象です。

※現在、町外に居住している人は、補助対象設備導入後直ちに町内に転入する人

★お問い合わせは、

環境水道課、環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします



県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、
家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和6年7月25日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
ソックスかがり、ニット帽かがり	三股町、都城市、 小林市内一部地域	1ダース12(24枚) 400円～450円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所 在 地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL／ファクス	25-0300
受 付 日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。詳しい情報は、宮崎 内職 で 検索 してください。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

※設置する前に、申請が必要です

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたまままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



◎制限運転をはじめましょう～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆熱中症を防ごう



■熱中症とは =

熱中症は、室温や気温が高い環境にいて、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態のことで、めまいやけいれん、頭痛、吐き気、意識消失などが起こります。

屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死に至ることもあります。予防法を知って実践することで、熱中症は防ぐことができます。体調の変化に気をつけるとともに、周囲の人や周辺の環境にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

■熱中症を防ぐには =

1. 暑さを避けましょう

- 涼しい服装や日陰に移動するなどして、暑さを避ける。
- 気温や湿度の高い日には、適度にエアコンなどを使用する。
- 環境省が発表する熱中症警戒アラートや暑さ指数を参考にする。
- 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を利用する。

2. こまめに水分を補給しましょう

- のどが渇いていなくても、こまめに水分を補給する。
- 大量に汗をかいた後は、塩分も補給する。



3. 体調管理に努めましょう

- 寝不足などで体調不良の時には、熱中症になりやすいため注意する。
- 日頃から睡眠をとり、屋外で暑さや疲れを感じたら休む。
- 朝食を取り、朝からしっかり栄養と水分を補給する。

■熱中症かなと思ったら =

- 涼しい場所へ移動しましょう。
- 衣服を緩め、体を冷やして体温を下げましょう。
- 塩分や水分を補給しましょう。
※おう吐の症状が出ていたり意識がない場合は、無理やり水分を飲ませることはやめましょう。
- 自力で水分の摂取ができない、反応がおかしい、症状が改善しない場合は、すぐに医療機関へ相談するか救急車を呼びましょう。

★お問い合わせは、健康管理センター ☎:52-8481をお願いします。

◆農業用廃プラスチックのポイント制度終了のお知らせ

農業用廃プラスチックの処理業務において、搬入される処理量に対するポイント制度については、**令和6年12月回収分**をもって終了します。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※12月回収分までに500ポイント以上あった場合については、令和7年3月までに三股町商工会が発行するオリジナル商品券と交換します(ポイントの換算方法などについては、変更ありません)。

※12月末時点で500ポイントに満たない場合、残りのポイントは失効となります。
ご了承ください。



★お問い合わせは、

三股町農業用廃プラスチック適正処理推進対策協議会
(事務局:三股町農業振興課 農政企画係)

☎:52-9086(直通)をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

新型コロナウイルス感染終息に伴う海外からの往来が増え、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の発生の危険性が高まっています。これら家畜伝染病のうち、豚熱、高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン国内でも発生しており、発生農場の経営に多大な損失が発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

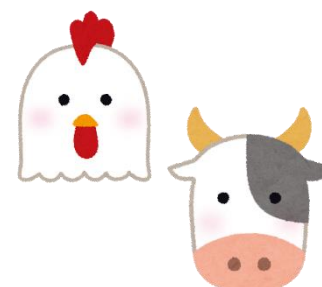
「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62－5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52－9088（直通）をお願いします。



相談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守ります
ので、気軽にご相談ください。

期 日	9月2日(月)	9月17日(火)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

★お問い合わせは、
総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52－1112（直通）をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。
※相談は無料です。

■特設人権相談＝

期 日	9月3日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	おおとなり まさはる 大 隣 雅春、 ぼ ぼ しんご 馬場 真吾 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談＝

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、
・特設人権相談＝ 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
・常設人権相談＝ 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】9月27日(金)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜に「法律相談」を実施しています。

期 日	9月18日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

